

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 1 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
<u>（多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例）</u>			
第 5 条 <u>令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までの間、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、証明書等の自動交付を行う機能を有するものをいう。）により交付する戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料、所得等に関する証明手数料、印鑑に関する証明手数料、住民票の写しの交付手数料及び戸籍の附票の写しの交付手数料の額は、それぞれ別表に定める手数料の額から 1 0 0 円を減じた額とする。</u>			
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若し	<省略>	戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条	<省略>

くは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しく は第 1 2 6 条の規定に 基づく戸籍証明書の交 付手数料		の規定に基づく戸籍の 謄本若しくは抄本又は 同法第 1 2 0 条第 1 項 、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条 の規定に基づく戸籍証 明書の交付手数料	
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。